



参考資料

1 平成26年度 学校安全・災害共済給付ガイド

1 災害共済給付に関する業務

(1) 制度の性格

災害共済給付制度とは、センターと学校の設置者との契約（災害共済給付契約）により、学校の管理下における児童生徒等の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）に対して災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給）を行うものです。その運営に要する経費を国、学校の設置者及び保護者（同意確認後）の三者で負担する互助共済制度です。

現在、全国の学校（保育所）で児童生徒等総数の約96%にあたる1,707万人（平成25年度）が加入しています。

◆国・学校の設置者・保護者の三者による互助共済制度



(2) 災害共済給付契約

◆対象となる学校等

義務教育諸学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程 特別支援学校（盲学校、聾学校及び養護学校をいいます。）の小学部及び中学部を含みます。
高等學校	高等学校（全日制、定時制及び通信制） 中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含みます。
高等専門学校	
幼稚園	特別支援学校の幼稚部を含みます。
保育所	児童福祉法第39条に規定する保育所

※国立、公立、私立の別を問いません。

◆共済掛金の額

児童生徒等1人当たりの共済掛金の年額は、次のとおりです。

（平成26年5月現在）

学校種別	一般児童生徒	要保護児童生徒
義務教育諸学校	920(460)円	40(20)円
高等学校全日制	1,840(920)円	
高等学校定時制	980(490)円	
高等学校通信制	280(140)円	
高等専門学校	1,880(940)円	
幼稚園	270(135)円	
保育所	350(175)円	40(20)円

※注意1 () 内は、沖縄県における共済掛金の額です。

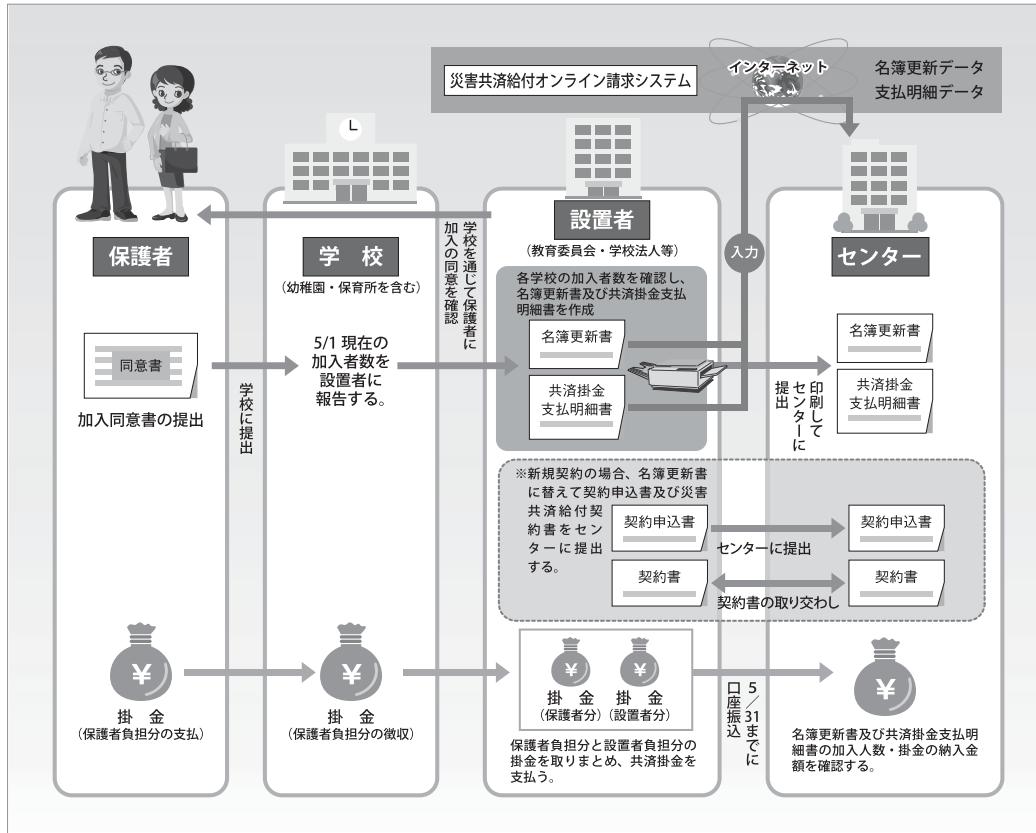
※注意2 共済掛金は、義務教育諸学校は4割から6割、その他の学校では6割から9割を保護者が負担し、残りを学校の設置者が負担します。

※注意3 学校の設置者が免責の特約（7ページ詳細）を付けた場合は、左表の額に、児童生徒等1人当たり25円（高等学校の通信制は2円）を加えた額が共済掛金の額になります。

※注意4 要保護とは、生活保護法による保護を受けている世帯の児童生徒をいいます。義務教育諸学校及び保育所の児童生徒については、生活保護法に医療扶助があるため、災害共済給付での医療費の支給を行わないことから、一般児童生徒等とは別に共済掛金の額を定めています。

① 災害共済給付に関する業務

□災害共済給付契約から共済掛金の支払まで

**災害共済給付契約**

- センターと学校の設置者との間で締結します。
- 契約締結期間は、毎年5月1日から5月31日までです。

名簿更新

- 次年度以降は、毎年度、名簿更新書を提出することによって契約内容が継続されます。
- 毎年5月1日から5月31日までの間に、名簿更新基準日である5月1日現在の加入者数を報告します。

共済掛金の支払

- 学校の設置者が毎年度、加入する児童生徒等の掛金を取りまとめ、一括してセンターに支払います。
- 支払期限は、毎年5月31日です。5月31日が日曜日の場合、翌日6月1日、土曜日である場合は翌々日の6月2日となります。
- 期限内に支払われた場合は、その年度の4月1日以降に発生した災害が給付の対象となります。
- 期限後に支払われた場合は、その年度の支払日以降に発生した災害が、給付の対象となります。

掛金収納システムの利用

- 災害共済給付オンライン請求システムにある名簿更新機能を利用することにより、名簿更新書及び共済掛金支払明細書を簡単に自動作成することができます。
- 名簿更新機能は名簿更新時期になるとシステム上の画面に表示されます。

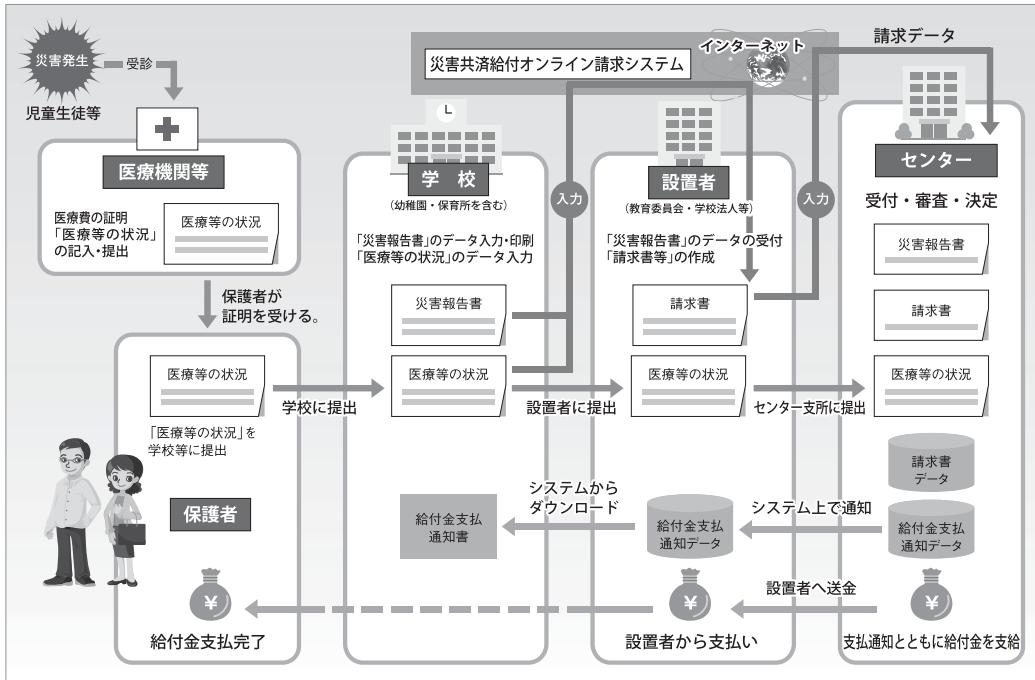
加入者名簿及び要保護児童生徒名簿の提出

- 在籍者全員が加入する場合は、加入者名簿の提出は省略できます。
- 在籍児童生徒等の一部に未加入者がある場合と認定こども園は、加入者全員の名簿の提出が必要となります。
- 要保護児童生徒がいる場合は、要保護児童生徒名簿の提出が必要となります。

(3) 給付の流れ

災害共済給付は、災害共済給付オンライン請求システムにより行われています。事故発生から給付までの流れは次のとおりです。

◆災害共済給付オンライン請求システム概略図



- センターが給付する医療費は、医療保険（健康保険、国民保険など）被保険者又は被扶養者として受けられる療養を対象とし、その療養の費用の額も医療保険の定めに従って算出された額を基準にして算定されます。
- 初診から治ゆまでの医療費総額（医療保険でいう10割分）が5,000円以上のものが、給付の対象となります（医療保険でいう被保険者（家族）で、例えば病院に外来受診した場合、通常自己負担は医療費総額の3割分となります。）。
- 同一の災害の負傷又は疾病について医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。
- 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないと、時効によってなくなるため、請求することができなくなります。
- 災害共済給付の給付事由と同一の事由について、損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付を行わない場合があります。
- 他の法令の規定により、国又は地方公共団体から給付等（例えば障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の自立支援医療）を受けたときは、その受けた限度において、給付を行いません。
- 非常災害（風水害、震災、事変その他非常災害であって、当該地域の多数の住民が被害を受けたもの）による児童生徒等の災害には、給付を行いません。
- 生活保護法による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校及び保育所の児童生徒に係る災害については、医療費の給付は行いません。
- 高等学校の生徒及び高等専門学校の学生が自己の故意の犯罪行為により、又は故意に負傷し疾病にかかり、又は死亡したときは、当該医療費、障害又は死亡に係る災害共済給付を行いません。
- 高等学校の生徒及び高等専門学校の学生が自己の重大な過失により、負傷し疾病にかかり、又は死亡したときには、当該障害又は死亡に係る災害共済給付の一部を行わない場合があります。

① 災害共済給付に関する業務

(4) 納付の対象となる災害の範囲と納付金額

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	医療費 ●医療保険並の療養に要する費用の額の4/10（そのうち1/10の分は、療養に伴って要する費用として加算される分）。ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が定められている。）に療養に要する費用の額の1/10を加算した額
疾病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもののうち、文部科学省令で定めているもの ●学校給食等による中毒 ●ガス等による中毒 ●熱中症 ●溺水 ●異物の嚥下又は迷入による疾患 ●漆等による皮膚炎 ●外部衝撃等による疾病 ●負傷による疾病	●入院時食事療養費の標準負担額がある場合はその額を加算した額
障害	学校の管理下の負傷及び上欄の疾病が治った後に残った障害（その程度により第1級から第14級に区分される。）	障害見舞金3,770万円～82万円 (通学中の災害の場合 1,885万円～41万円)
死亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡 突然死 学校の管理下において運動などの行為が起因あるいは誘因となって発生したもの 学校の管理下において運動などの行為と関連なしに発生したもの	死亡見舞金 2,800万円（通学中の災害の場合 1,400万円） 死亡見舞金 2,800万円（通学中の災害の場合 1,400万円） 死亡見舞金 1,400万円（通学中の災害の場合も同様）

上表のほか、災害共済給付の附帯業務として、次の事業を行っています。

- ▶供花料の支給…学校の管理下における死亡で、損害賠償を受けたこと等により死亡見舞金が支給されないものに対し、供花料として17万円を支給します。
- ▶通院費の支給…へき地にある学校（義務教育諸学校）の管理下における児童生徒の災害に対し、通院日数に応じ、1日当たり定額1,000円の通院費を支給します。
- ▶東日本大震災特別弔慰金の支給
…東日本大震災に起因する学校の管理下における死亡に対し、特別弔慰金として500万円を支給します（東日本大震災に起因する災害については、災害共済給付制度に基づく給付は行いません。）。

学校の管理下の範囲について

災害共済給付の対象となる学校の管理下の範囲は、以下のような場合です。

- 学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合（保育所における保育中を含みます。）

例えは→・各教科（科目）、道徳、自立活動、総合的な学習の時間、幼稚園における保育中
・特別活動中（学級活動、ホームルーム、児童・生徒会活動、クラブ活動、儀式、学芸会、運動会、遠足、修学旅行、大掃除など）

- 学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合

例えは→・部活動、林間学校、臨海学校、夏休み中の水泳指導、生徒指導、進路指導等

- 休憩時間中に学校にある場合、その他校長の指示又は承認に基づいて学校にある場合

例えは→・始業前、業間休み、昼休み、放課後

- 通常の経路及び方法により通学する場合（保育所の登園・降園を含みます。）

例えは→・登校（登園）中、下校（降園）中

- その他、これらの場合に準ずる場合として文部科学省令で定める場合

例えは→・学校の寄宿舎にあるとき
・学校外で授業等が行われるとき、その場所、集合・解散場所と住居・寄宿舎との間の合理的な経路、方法による往復中
・高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に在学する生徒が、学校教育法の規定により技能教育のための施設で教育を受けているとき

(5) 免責の特約

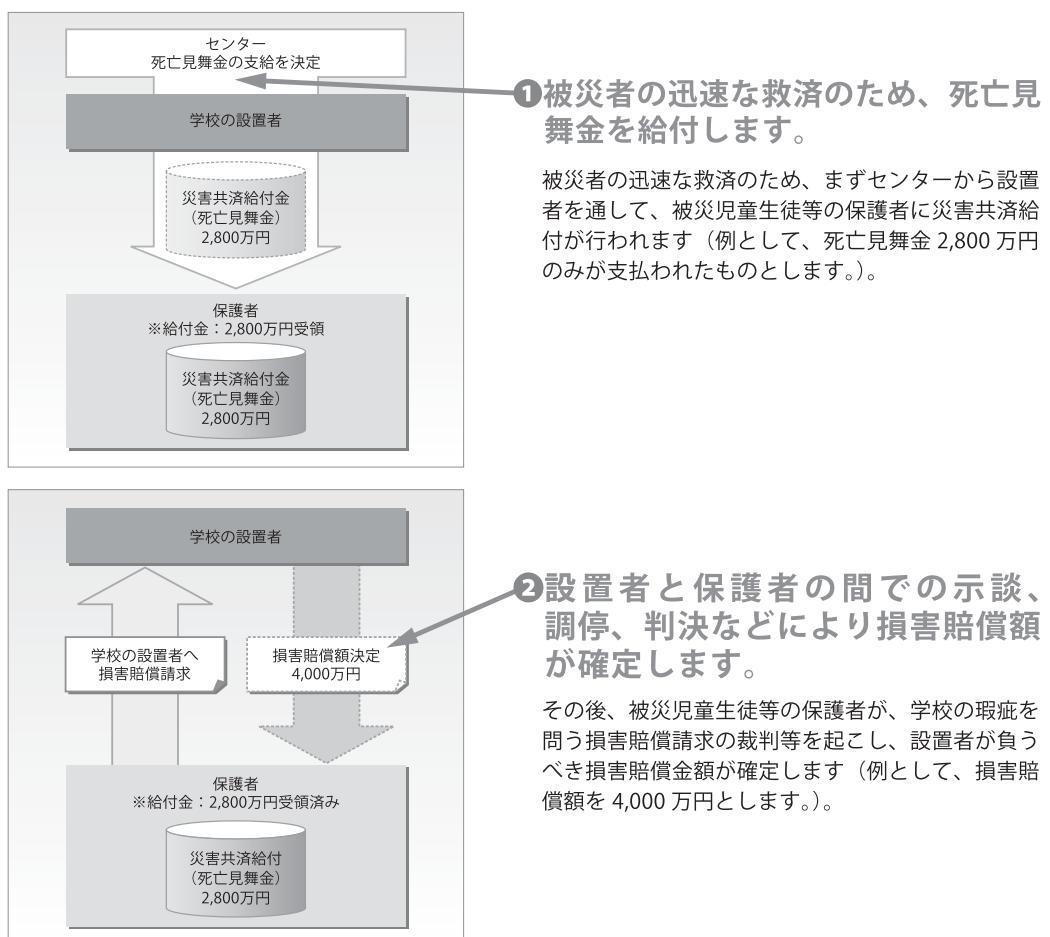
災害共済給付は学校の管理下で児童生徒等の災害が発生した場合に行われますが、その中には被災児童生徒等以外の第三者の過失責任等による災害もあります。この場合、法律上の規定では、第三者に対してセンターが給付した分の支払いを求めることがありますが、この第三者には学校等の設置者（以下「設置者」という。）も含まれます。

このため、設置者の過失責任等が問われる災害の場合は、まずセンターから被災児童生徒等の保護者（以下「当事者」という。）に給付が行われ、その後、センターはその給付金分の支払を設置者に求めることがありますので、設置者に財政負担が生じます。「免責の特約」はこのことに備えるため、あらかじめ設置者相互の掛金負担により財源を確保し、負担の分散を図るための仕組みとして設けられているもので、設置者が過失責任等を問われ賠償に応じる場合には、センターは設置者に給付金分の支払を求めるのではなく、この確保した財源から給付金分を補填することとなります。同時に、設置者にとってはセンターが支払った給付金は自らが支払った損害賠償金とみなされ、その部分の支払が免責されることとなります。免責の対象となる給付金には、センターが給付した医療費、障害見舞金及び死亡見舞金のすべてが含まれます。

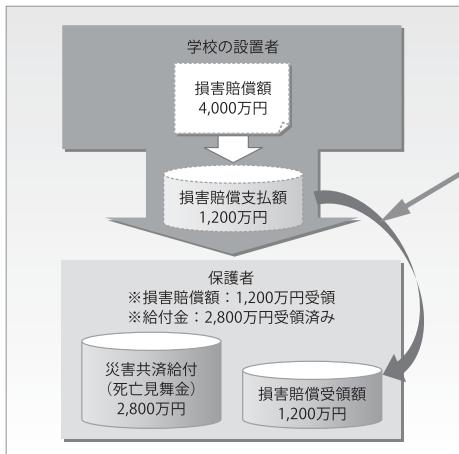
この仕組みは、災害共済給付契約の目的である「災害共済給付を行うことによって学校教育の円滑な実施に資する」という制度そのものの円滑な運用にも役立っています。

□設置者の過失責任等が問われる災害の場合

ここでは、被災児童生徒等が亡くなり、設置者の過失責任が問われた場合を想定します。

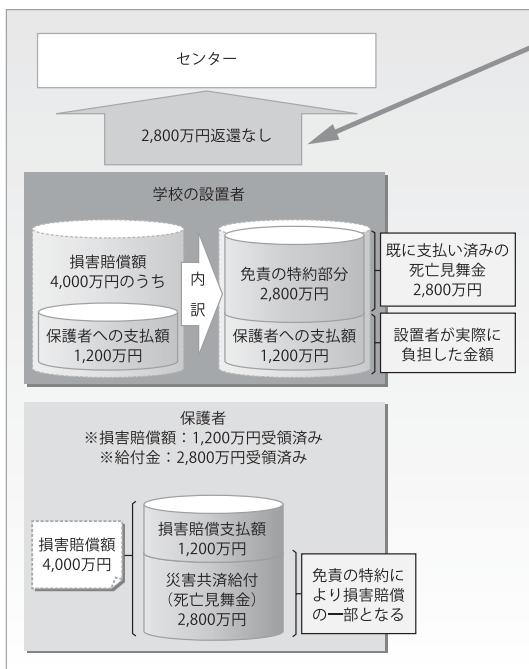


① 災害共済給付に関する業務



③ 損害賠償額の決定後、設置者は、既にセンターから給付された死亡見舞金と損害賠償額との差額を保護者に支払います。

先にセンターから給付された見舞金（ここでは2,800万円）が損害賠償額の一部に充当され、設置者は、その差額（ここでは1,200万円）を保護者に支払います。



④ 既にセンターから給付された死亡見舞金の額は、免責の特約によって、支払を免除されます。

センターは2,800万円の求償権を設置者に対し取得しますが、免責の特約を付した契約者には求償権を行使しません。したがって、設置者は、2,800万円をセンターへ返還する必要はありません、結果として、2,800万円分の財政負担がなくなります。

2,800万円については、全国の設置者が負担する「免責の特約の掛金」から充当されます。

実際に損害賠償の請求がなされる場合、示談、調停や判決など、さまざまな解決方法がありますが、免責の特約を活用するためには、先に災害共済給付を受ける必要があります。また、学校の設置者は、当事者と取り交わす示談書、調停文や判決文等に、給付された災害共済給付金の金額の控除について必ず触れてもらうことを確認する必要があります。

実際の手続きについて、詳しい内容をお知りになりたい場合や、既にこのような災害が起っている場合は、センターへ直接、ご連絡・ご相談ください。

(6) 平成25年度の災害共済給付勘定の収支状況

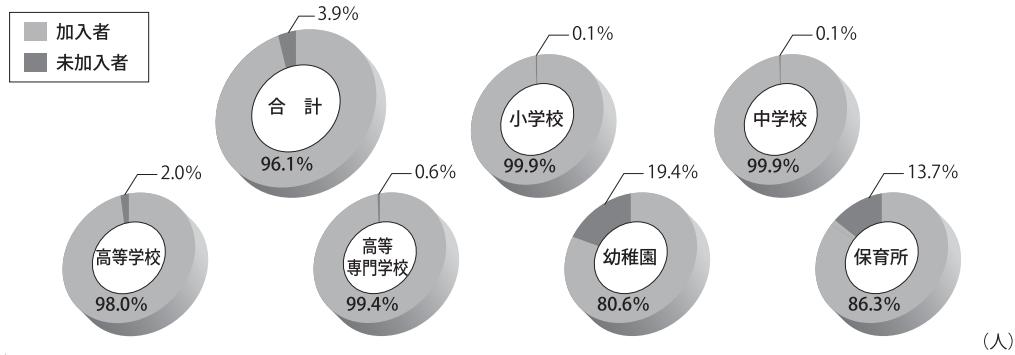
平成25年度の災害共済給付にかかる経費（災害共済給付勘定）の収支状況は、下図のとおりです。

▼収 入 (19,457,780千円)		(単位：千円)	
災害共済給付補助金 2,559,464	共済掛金 16,484,328	免責特約勘定より受入 404,417	事業外収入 9,571
▼支 出 (18,972,213千円)			
給付金 18,734,846		一般勘定繰入金 237,367	

※ 収支の差額については、翌事業年度以降の災害共済給付業務に充てられます。

(7) 数字で見る災害共済給付

◆災害共済給付の加入状況（平成25年度）



学 校 種 別	小 学 校	中 学 校	高 等 学 校	高 等 専 門 学 校	幼 稚 園	保 育 所	合 计
加 入 者	6,709,725	3,576,951	3,512,312	57,857	1,277,534	1,937,452	17,071,831
未 加 入 者	4,814	5,058	70,663	369	307,680	307,735	696,319

(注) 未加入者数は文部科学省の学校基本統計等による平成25年度の児童生徒等総数から、平成25年度の災害共済給付契約に基づく児童生徒等の加入者数を引いたものです。

◆発生件数・給付状況（平成25年度）

学 校 種 別	医療費（負傷・疾病）				障害見舞金		死亡見舞金		計		
	発生件数(件)	発生率(%)	給付件数(件)	給付金額(千円)	給付率(%)	給付件数(件)	給付金額(千円)	給付件数(件)	給付金額(千円)	給付件数(件)	給付金額(千円)
小 学 校	393,314	5.94	629,970	3,298,263	9.52	61	158,220	10	252,000	630,041	3,708,483
中 学 校	389,284	11.07	752,111	5,305,611	21.38	93	247,390	27	602,000	752,231	6,155,001
高 等 学 校	245,517	7.50	611,879	6,624,648	18.68	204	979,740	20	417,200	612,103	8,021,588
全 日 制	2,333	2.26	4,662	44,552	4.53	7	19,085	1	9,800	4,670	73,437
定 時 制	572	0.43	1,654	19,107	1.23	3	47,200	0	0	1,657	66,307
通 信 制	2,577	4.45	6,113	70,109	10.57	2	13,300	1	19,600	6,116	103,009
高 等 専 門 学 校	22,605	1.77	35,312	171,050	2.76	4	7,120	1	28,000	35,317	206,170
幼 稚 園	41,175	2.16	59,605	256,743	3.12	6	16,000	3	42,000	59,614	314,743
保 育 所	1,097,377	6.50	2,101,306	15,790,087	12.44	380	1,488,055	63	1,370,600	2,101,749	18,648,742

(注) 1 上記のほか、へき地にある学校の管理下における児童生徒の災害に対する通院費6,003千円(2,754件)、併用料5,100千円(30件)、東日本大震災特別弔慰金75,000千円(15件)の支給を行っており、これらを加えた給付金の合計額は、18,734,845千円

2 発生件数とは当該年度中に最初に医療費の給付を行った災害の件数です。

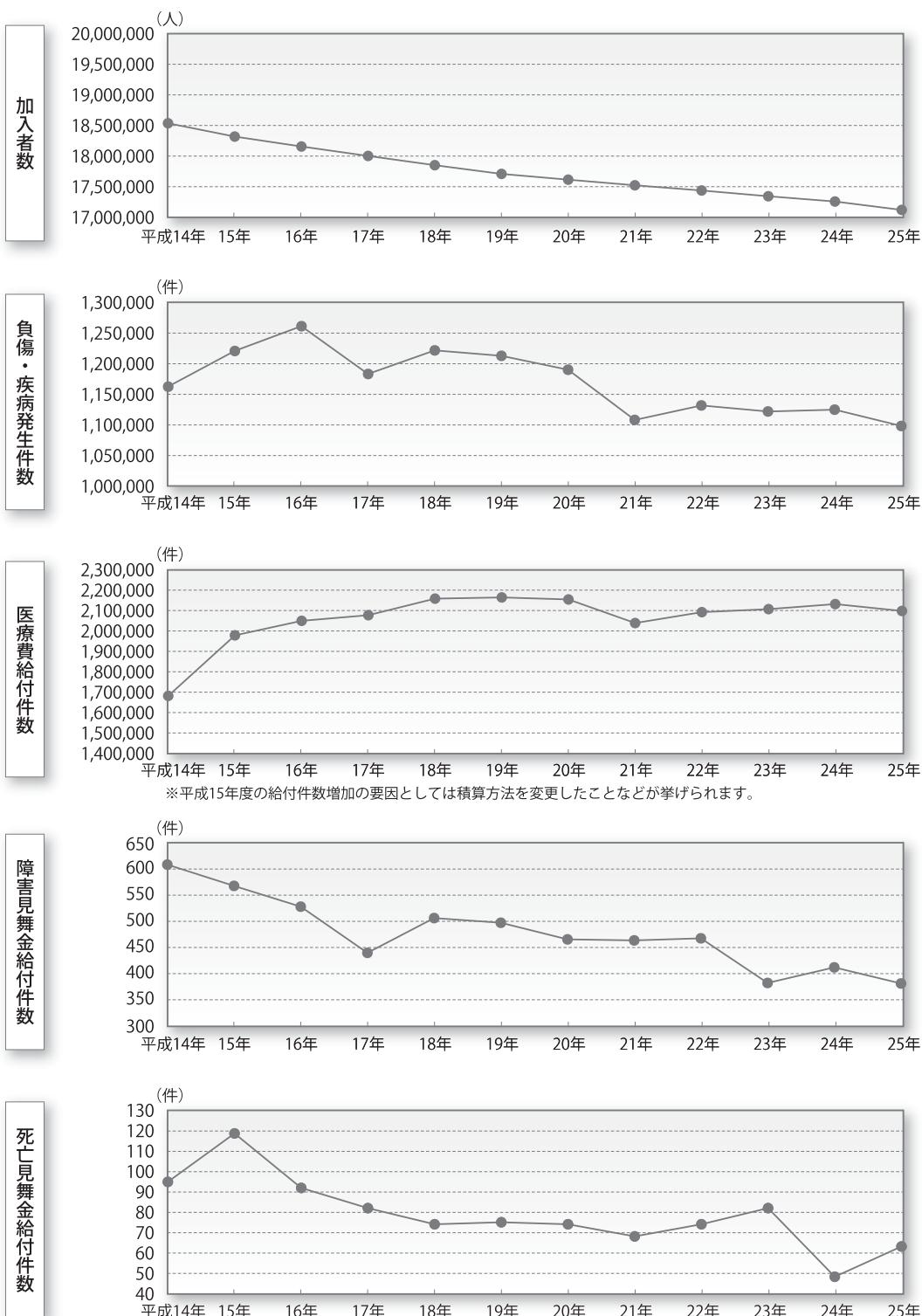
3 発生率=負傷・疾病の発生件数 ÷ (加入者数 - 要保護児童生徒数) × 100 (%)

4 累計率=医療費給付件数 ÷ (加入者数 - 要保護児童生徒数) × 100 (%)

5 金額は千円未満切捨てのため、合計額は一致しないことがあります。

① 災害共済給付に関する業務

□災害共済給付の加入状況・給付状況の推移（平成14年度～平成25年度）



□障害・死亡見舞金・供花料の状況（平成25年度）

★障害見舞金の給付状況

a 学校種別・障害等級別の給付状況

学校種別 等級別	小学校 (件)	中学校 (件)	高等学校 (件)	高等専門学校 (件)	幼稚園 (件)	保育所 (件)	計 (件)	率 (%)
第1級	1	1	10	0	0	0	12	3.16
2	0	0	0	0	0	0	0	0.00
3	0	2	3	0	0	0	5	1.32
4	0	0	2	0	0	0	2	0.53
5	0	0	3	0	0	0	3	0.79
6	0	0	1	0	0	0	1	0.26
7	1	2	9	1	0	0	13	3.42
8	1	2	12	0	0	0	15	3.95
9	4	5	15	0	0	1	25	6.58
10	4	3	11	0	0	0	18	4.74
11	2	5	13	0	0	0	20	5.26
12	24	25	31	0	3	5	88	23.16
13	5	19	34	1	0	0	59	15.53
14	19	29	70	0	1	0	119	31.32
計	61	93	214	2	4	6	380	100.00

b 学校種別・障害種別の給付状況

学校種別 障害種別	小学校 (件)	中学校 (件)	高等学校 (件)	高等専門学校 (件)	幼稚園 (件)	保育所 (件)	計 (件)	率 (%)
歯牙障害	5	16	51	0	0	0	72	18.95
視力・眼球運動障害	10	27	57	1	0	0	95	25.00
手指切断・機能障害	6	5	14	0	0	0	25	6.58
上肢切断・機能障害	3	1	8	0	0	0	12	3.16
足指切断・機能障害	0	1	1	0	0	0	2	0.53
下肢切断・機能障害	0	2	5	0	0	0	7	1.84
精神・神経障害	4	10	30	0	0	0	44	11.58
胸腹部臓器障害	2	5	10	0	0	0	17	4.47
外貌・露出部分の醜状障害	29	21	28	1	4	6	89	23.42
聽力障害	2	2	5	0	0	0	9	2.37
せき柱障害	0	3	5	0	0	0	8	2.11
そしゃく機能障害	0	0	0	0	0	0	0	0.00
計	61	93	214	2	4	6	380	100.00

c 学校種別・災害発生の場合別の給付状況

場合別 学校種別	各教科・ 道徳・保育		学校行事以外 の特別活動		学校行事		課外指導		休憩時間		通学・通園		寄宿舎		計	
	件数(件)	率(%)	件数(件)	率(%)	件数(件)	率(%)	件数(件)	率(%)	件数(件)	率(%)	件数(件)	率(%)	件数(件)	率(%)	件数(件)	率(%)
小学校	13	21.31	6	9.84	3	4.92	0	0.00	36	59.02	3	4.92	0	0.00	61	100.00
中学校	24	25.81	6	6.45	7	7.53	25	26.88	24	25.81	7	7.53	0	0.00	93	100.00
高等学校	33	15.42	5	2.34	8	3.74	118	55.14	32	14.95	16	7.48	2	0.93	214	100.00
高等専門学校	1	50.00	0	0.00	0	0.00	1	50.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	2	100.00
幼稚園	4	100.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	4	100.00
保育所	6	100.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	6	100.00
計	81	21.32	17	4.47	18	4.74	144	37.89	92	24.21	26	6.84	2	0.53	380	100.00

(注) 上記3表中の件数は、傷病が治ゆ・症状固定したときに在籍していた学校種で集計しています。

① 災害共済給付に関する業務

★死亡見舞金の給付状況

a 学校種別・死因別給付状況

死因別	学校種別	小学校 (件)	中学校 (件)	高等学校 (件)	高等専門学校 (件)	幼稚園 (件)	保育所 (件)	計 (件)	率 (%)
突然死	心臓系	1	7	6	0	0	0	14	22.22
	中枢神経系(頭蓋内出血)	1	2	0	0	0	0	3	4.76
	大血管系など	0	2	1	0	0	3	6	9.52
	計	2	11	7	0	0	3	23	36.51
頭部外傷		2	3	3	0	0	0	8	12.70
溺死		1	0	2	0	0	0	3	4.76
頸髄損傷		0	0	0	0	0	0	0	0.00
窒息死(溺死以外)		4	4	1	0	1	0	10	15.87
内臓損傷		0	6	3	0	0	0	9	14.29
熱中症		0	0	1	0	0	0	1	1.59
全身打撲		0	3	3	1	0	0	7	11.11
電撃死		0	0	0	0	0	0	0	0.00
焼死		0	0	0	0	0	0	0	0.00
その他		1	0	1	0	0	0	2	3.17
計		10	27	21	1	1	3	63	100.00

b 学校種別・災害発生の場合別の給付状況

場合別 学校種別	各教科・道徳・ 保育		学校行事以外 の特別活動		学校行事		課外指導		休憩時間		通学・通園		寄宿舎		計	
	件数(件)	率(%)	件数(件)	率(%)	件数(件)	率(%)	件数(件)	率(%)	件数(件)	率(%)	件数(件)	率(%)	件数(件)	率(%)	件数(件)	率(%)
小学校	1	10.00	5	50.00	1	10.00	1	10.00	1	10.00	1	10.00	0	0.00	10	100.00
中学校	1	3.70	0	0.00	1	3.70	10	37.04	5	18.52	10	37.04	0	0.00	27	100.00
高等学校	3	14.29	0	0.00	2	9.52	6	28.57	1	4.76	7	33.33	2	9.52	21	100.00
高等専門学校	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1100.00	1	100.00	
幼稚園	1	100.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	100.00
保育所	3	100.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	3	100.00
計	9	14.29	5	7.94	4	6.35	17	26.98	7	11.11	18	28.57	3	4.76	63	100.00

★供花料の支給状況

学校種別	事故の型						計(件)	
	対自動車事故					その他の事故(件)		
	徒歩(件)	自転車(件)	原付自転車 及び自動二輪車(件)	その他(件)	計(件)			
小学校	5	0	0	0	5	2	7	
中学校	3	1	0	0	4	1	5	
高等学校	0	7	0	1	8	7	15	
高等専門学校	0	0	0	0	0	1	1	
幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	
保育所	0	0	0	1	1	1	2	
計	8	8	0	2	18	12	30	
率(%)	26.67	26.67	0.00	6.67	60.00	40.00	100.00	

(注) 1 供花料は学校の管理下における児童生徒等の死亡で第三者から損害賠償が支払われたこと等により死亡見舞金が支給されないものに対して支給するものです。

2 表中の「対自動車交通事故」は、自動車損害賠償保障法によって損害賠償金が支払われたため供花料のみを支給した件数であり、同法の対象とならない自損事故によるもの(死亡見舞金支給の対象となったもの)は、上掲(死亡見舞金の給付状況)に含まれています。

★東日本大震災特別弔慰金支給件数

	小学校	中学校	高等学校	高等専門学校	幼稚園	保育所	計
件数(件)	10	0	0	0	1	4	15

(8) 災害共済給付オンライン請求システム

◆災害共済給付オンライン請求システムについて

災害共済給付契約及び請求業務等については、平成17年度から「災害共済給付オンライン請求システム」(以下「システム」といいます。)を導入し、災害共済給付制度を運用しています。



このシステムは、年度初めの名簿更新及び医療費等の支払請求・支払についてインターネットを利用したオンラインでの手続きを可能とし、事務の簡略化及び効率化を図ることで迅速な給付等を行うものです。

また、簡単に災害に関する集計表やグラフを出力できるクロス集計など、充実した統計情報の提供が行えるようになっています。

今後も皆様が安心してご利用いただけるシステムの提供に努めてまいりますので、引き続きご理解とご協力ををお願いいたします。

◆システムでできること

① 学校等における「報告書」の作成



通常の報告書作成はもちろん、同一原因で複数の児童生徒が災害にあった場合には、「災害報告書（同一発生状況を複数作成）」機能を使って一括作成することができます。

② 学校等の設置者における「請求書」の作成

学校等から届いた報告書の「受付」を行い、支払請求書の作成をることができます。

③ 給付金支払通知書のダウンロード

設置者は、管下の学校等ごとの給付金支払通知書と集計表をダウンロードできます。

学校等は、設置者がシステム上でダウンロードの許可をすると自校の給付金支払通知書をダウンロードできます。

④ 請求履歴等の照会

学校等では報告書を、設置者では請求書の事務処理の進捗状況が確認できます。

また、月別の報告書作成一覧や児童生徒別の給付一覧を確認できます。

⑤ 統計情報の参照

各種統計情報をPDFで出力できます。82の帳票(PDF、CSV)及びグラフ(PDF)の出力が可能です。



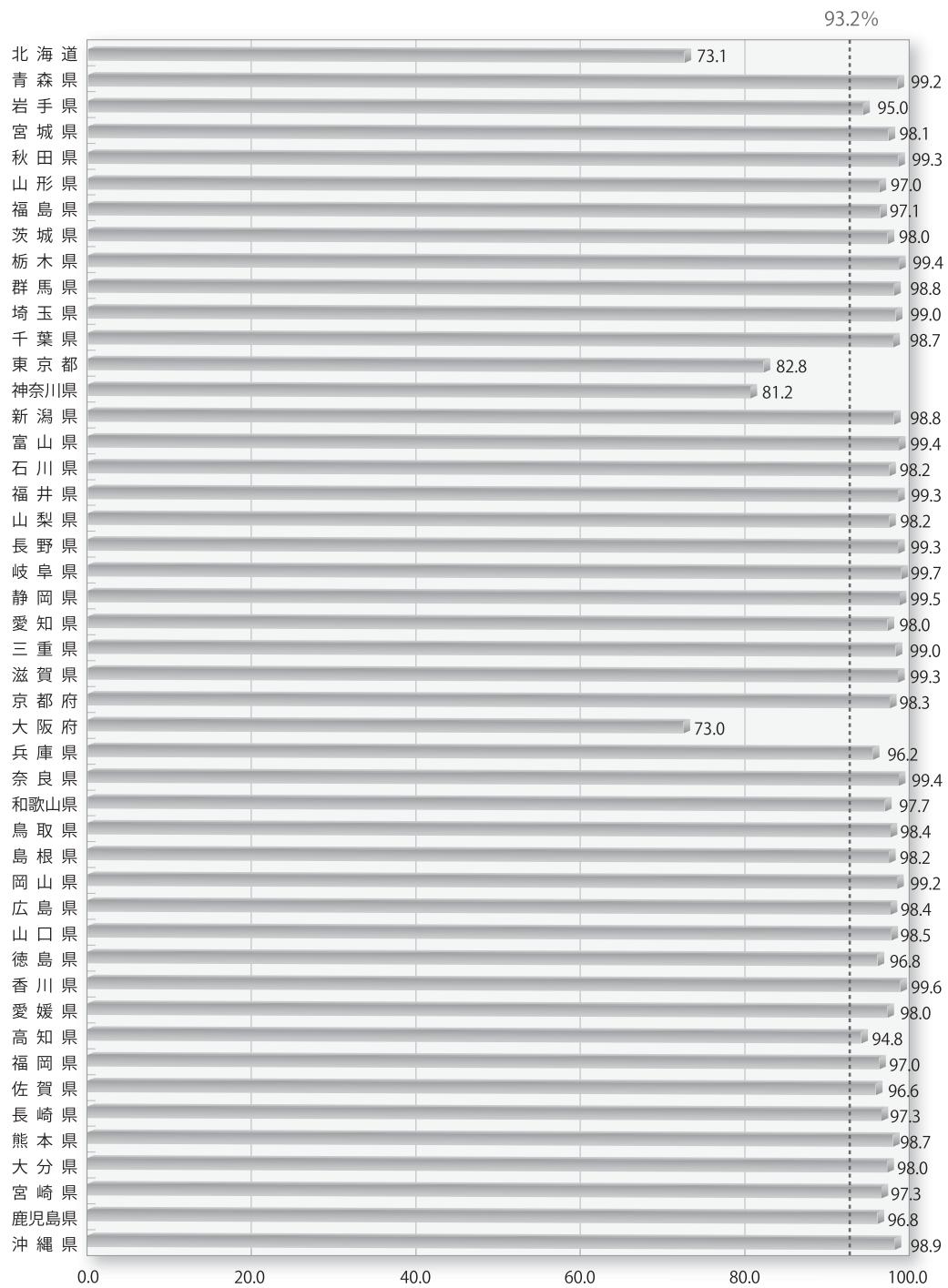
⑥ 名簿更新事務

システム上で、災害共済給付契約名簿更新書、共済掛金支払明細書を作成することで、共済掛金額の計算が正確に行えます。

① 災害共済給付に関する業務

□平成25年度（平成25年4月～平成26年3月）都道府県別のシステム利用状況

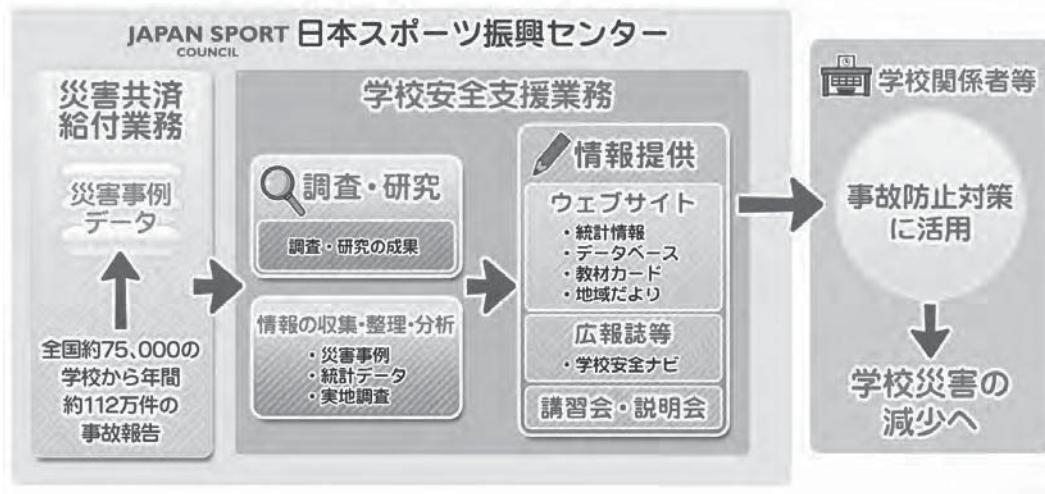
平成25年度の都道府県別システム利用状況は下図のとおりです。全国平均利用率(93.2%)も平成24年度(91.1%)と比べ2.1ポイント増加しました。(利用率(%)=システム利用データ件数/データ総件数×100)



2

学校安全支援に関する業務

災害共済給付業務の実施によって得られる災害事例及び統計データ等を整理・分析し、学校関係者等に分かりやすく提供することにより、学校における事故防止のための取組みを支援します。



(1) 学校災害事故防止に関する調査研究

外部有識者とセンター職員で構成する「学校災害防止調査委員会」において、調査・研究課題を選定します。調査研究した内容を報告書等にまとめ、情報の提供を行います。

ア 平成26年度の調査研究

◆「スポーツ事故防止対策推進事業」文部科学省委託事業

体育活動中の事故による死亡等の重大な事故について、同様の事故が生じないよう、発生原因・背景、再発防止のための留意点を把握し、それらを関係者間で共有し、指導等で参考となるための取組みを行います。また、その研究成果を学校等と共有し、必要な取組みについて研究協議を行います。

◆「調査研究成果の普及」

平成25年度の研究成果を中心に簡易版の作成・リーフレットの配布等を行い、わかりやすく提供します。

イ 過去の調査研究

<平成25年度調査研究>

「体育活動における熱中症予防」

学校の管理下における熱中症は、様々な活動で発生しますが、大半が体育・スポーツ活動により発生しています。そこで、学校の管理下において発生した熱中症の事故事例を教訓として、病態、発生しやすい条件、予防と応急手当の方法、発生の状況や傾向など、予防に必要な事柄と指導のポイントなどを具体的にまとめました。

【学校における熱中症予防のための指導のポイント】

- 1 直射日光の下で、長時間にわたる運動やスポーツ、作業をさせることは避けましょう。
- 2 屋外で運動やスポーツ、作業を行うときは、帽子をかぶらせ、できるだけ薄着にさせましょう。

② 学校安全支援に関する業務

- 3 屋内外にかかわらず、長時間の練習や作業は、こまめに水分を補給し適宜休憩を入れましょう。また、終了後の水分補給も忘れないようにしましょう。
- 4 常に健康観察を行い、児童生徒等の健康管理に注意しましょう。
- 5 児童生徒等の運動技能や体力の実態、疲労の状態等を把握するよう努め、異常が見られたら、速やかに必要な措置を取りましょう。
- 6 児童生徒等が心身に不調を感じたら申し出て休むよう習慣付け、無理をさせないようにしましょう。



「通学中の事故の現状と事故防止の留意点」

近年、通学中の交通事故により児童が死亡する事故などが続発し、通学中の児童生徒の安全は喫緊の課題となっています。

そこで、通学中の事故について災害共済給付データや外部団体のデータを収集・分析して、事故の状況や傾向など事故予防に必要な事項と留意点などをまとめました。

【通学中の事故防止・対応の10か条】

* 日頃からの管理と指導

- 1 安全な通学路の設定、登下校は通学路を利用することを徹底、通学路の要注意箇所の把握・周知を行う。
- 2 危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）に基づく訓練等を行い、緊急時の対応能力を高める。
- 3 計画的な安全教育を行い、通学時の危険について理解し、安全に行動できるようにする。
- 4 自転車通学での重大事故が多く、ヘルメットの着用など有効な対策を実施する。
- 5 保護者や警察等の関係機関、地域の関係団体等との連携を図り、地域の人たちの協力が得られる体制を構築しておく。
- * 危険を予測・回避するために
 - 6 「通学路安全マップ」事故の事例、ひやり・はっとした場面などを題材に危険予測・回避の学習を行う。
 - 7 通学路の状況を隨時把握し事故防止対策を策定・実施する。
 - 8 災害事例や事故の統計、気象予報情報などを活用し対処する。
- * 緊急事態が発生したら
 - 9 直ちに全教職員に周知し、地域の人たち等への支援要請、現場への急行、情報収集と整理など、被害者等の安全確保を行う。
 - 10 児童生徒等の状況に応じて、保護者への引き渡しや集団登下校など児童生徒等の安全を確保する。



◆平成24年度以前の調査研究

平成24年度	「体育活動における頭頸部外傷の傾向と事故防止の留意点」
平成22・23年度	「学校における固定遊具に関する事故防止対策」
平成21・22年度	「学校の管理下における食物アレルギーへの対応」
平成22年度	「学校における突然死予防」
平成20・21年度	「課外指導における事故防止対策」
平成20年度	「学校給食における食中毒防止Q&A」

(2) 情報の収集・整理・分析

◆災害共済給付に関する重要案件の事故調査等

災害共済給付に関する重要案件等について、公正かつ適切な災害共済給付を行うことを目的として、各学校等を訪問し、事故の調査を行っています。これら実地調査で得られた情報は、審査資料としてだけではなく、学校の管理下における事故災害防止のための資料としても活用しています。

◆災害事例・統計データ

災害共済給付によって得られた災害事例及び統計データを整理・分析し

『学校の管理下の災害』 第一編 死亡・障害事例と事故防止の留意点
第二編 基本統計(負傷・疾病の概況と帳票)

といった刊行物等を学校における事故防止対策に活用できるよう情報の提供をしています。

なお、ほぼ全ての刊行物は、ウェブサイトから無償でダウンロードできます。



◆学校給食調理場の実態調査等

食中毒が発生した学校給食調理場等に対して実態調査を行い、発生状況の確認と防止のための指導助言を行っています。

平成25年度は平成23・24年度に発生した3件の実態と1年後の改善状況、発生防止のための指摘事項等をまとめ、報告書を作成しました。



(3) 情報の提供

◆広報誌等

年に4回発行「学校安全ナビ」(災害共済給付で得られた統計情報や地域情報、その他学校安全に関わる情報を掲載)など、学校現場で有効活用いただける広報誌を発行しています。



◆講習会・説明会

学校関係者や、教育委員会担当者等の学校現場に関わる方々を対象として、講習会・説明会を全国で開催しています。

・災害共済給付関係及び学校安全支援に関する講習会

災害共済給付制度、加入手続き方法、事故発生からの請求、給付までの事務手続き方法等の講習会を開催しています。

また、講習会などで、災害共済給付オンライン請求システムから出力できる統計情報や災害事故事例など事故防止のための情報提供をしています。

・食中毒防止に関する実技講習会

学校給食における衛生管理の徹底を図るため、学校給食の衛生管理に従事する者を対象として、衛生管理の知識、技術を習得した衛生管理指導者を養成することを目的とした講習会を毎年開催しています。

② 学校安全支援に関する業務

(4) Webによる情報提供

学校の管理下での事故情報、調査研究での成果、各委員会や講習会の情報、各地域に密着した情報を掲載しています。また、すぐに教材としてご使用いただけるツールも提供しています。

学校現場で役立つ情報を随時更新していくので、学校災害防止等をご活用ください。

● URL ● <http://www.jpnsport.go.jp/anzen/>

学校安全Web

検索



ダウンロードしてご利用ください。



学校安全啓発資料がほしい！

教材カード 災害共済給付データ及び事例を基に簡単で使いやすく、すぐ出力できるように作成しています。A4版、両面(裏表サイズ)。応急手当(心肺蘇生)、「熱中症を予防しよう！」など。毎月テーマを決めて作成しています。

イラスト集 JSCのキャラクターイラスト集。ご自由にご活用ください。

災害事故事例を知りたい！

学校事故・事例検索データベース

刊行物 『学校の管理下の災害－基本統計－』、『学校の管理下の死亡・障害事例と事故防止の留意点』(H25年版から「学校の管理下の災害」として一本化しました。)など。

● 教材カード ●

(H26.5)



災害共済給付・学校安全支援についてもっと知りたい！

地域だより

(随時更新)

広報誌

「学校安全・災害共済給付ガイド」、
「学校安全ナビ」(年4回発行)

講習会・説明会

職員を派遣します。ご依頼は各地域担当課までお願いします。

● 広報誌 学校安全ナビ ●



学校災害事故事例のための調査研究について知りたい！

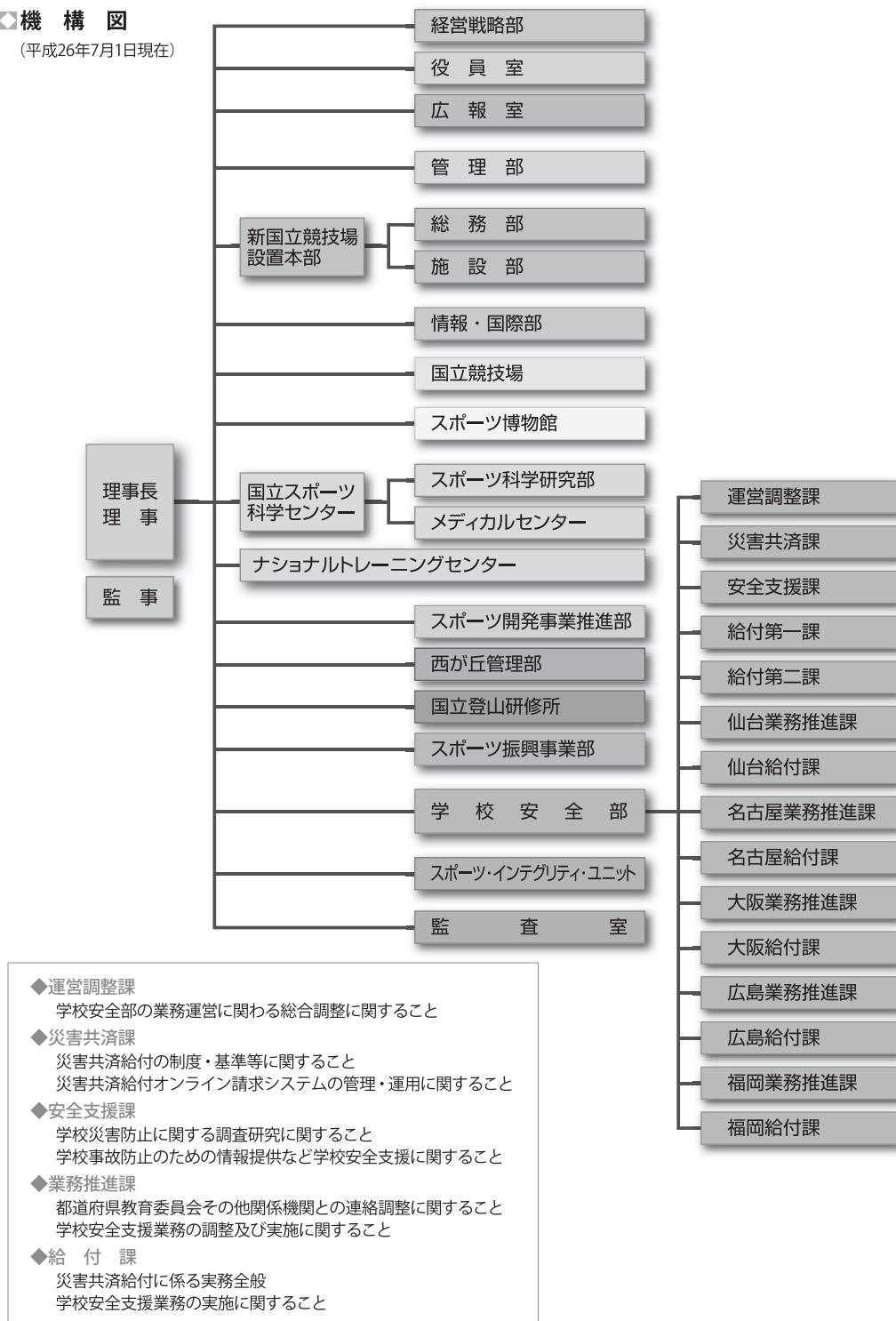
JSCでは、調査研究を行ない、報告書を発行しています。(「体育活動時の頭頸部外傷の傾向と事故防止の留意点」、「学校給食の食中毒防止」など多数。)

3 組織

センターの組織は下図のとおりです。学校安全部は、災害共済給付に関する業務及び学校安全支援業務を行っています。

機構図

(平成26年7月1日現在)



4 所在地一覧

4 所在地一覧

■学校安全部

〒107-0061 東京都港区北青山2丁目8番35号

FAX 03-5410-9167

運営調整課 TEL 03-5410-9158

災害共済課 TEL 03-5410-9164

安全支援課 TEL 03-5410-9154

給付第一課・給付第二課

独立行政法人日本スポーツ振興センターウェブサイト

<http://www.jpnsport.go.jp/>

学校安全部ウェブサイト

<http://www.jpnsport.go.jp/anzen/>



■災害共済給付等担当地域一覧

	所在地	担当課	担当地域	T E L	F A X
仙台地域	〒980-0011 宮城県仙台市青葉区上杉1-5-15 日本生命仙台勾当台南ビル8階	仙台給付課審査第一係 仙台給付課審査第二係 仙台業務推進課	北海道、青森県、岩手県 宮城県、秋田県、山形県、福島県	022-716-2107 022-716-2108 022-716-2106	022-264-7633
	〒107-0061 東京都港区北青山2-8-35 B棟2階	給付第二課	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県 東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県	03-5410-9162 03-5410-9163	03-5410-9136
			福井県、愛知県、三重県 富山県、石川県、岐阜県、静岡県	052-533-7822 052-533-7823 052-533-7821	052-562-0688
名古屋地域	〒450-0001 愛知県名古屋市中村区那古野1-47-1 名古屋国際センタービル16階	名古屋給付課審査第一係 名古屋給付課審査第二係 名古屋業務推進課	大阪府、奈良県、和歌山県 滋賀県、京都府、兵庫県	06-6456-3602 06-6456-3603 06-6456-3601	06-6456-3666
	〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田1-11-4 大阪駅前第4ビル7階	大阪給付課審査第一係 大阪給付課審査第二係 大阪業務推進課	広島県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県 徳島県、香川県、愛媛県、高知県	082-511-2956 082-511-2957 082-511-2822	082-222-2827
			広島業務推進課	082-511-2822	
福岡地域	〒730-0011 福岡県福岡市中央区天神4-8-10 都久志会館5階	福岡給付課審査第一係 福岡給付課審査第二係 福岡業務推進課	福岡県、鹿児島県、沖縄県 佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県	092-738-8725 092-738-8726 092-738-8720	092-771-7763
	〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神4-8-10 都久志会館5階	福岡給付課審査第一係 福岡給付課審査第二係 福岡業務推進課	福岡県、鹿児島県、沖縄県 佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県	092-738-8725 092-738-8726 092-738-8720	092-771-7763

※ お問い合わせ受付時間：8：30～17：15（土日祝日、年末年始を除く。）

5

災害共済給付、学校安全普及に関する業務の沿革

昭 35.	3.	1	日本学校安全会設立
37.	4.	1	学校安全に関する研究校設定開始
38.	4.	1	共済掛金額改定
39.	10.	28	機関誌「学校安全」第1号発行（本部）
40.	4.	1	学校の管理下の災害－基本統計－調査開始
40.	11.	26	第1回学校安全研究大会開催
41.	4.	1	共済掛金額改定、医療費の支給期間1年を2年に改定
42.	2.	1	出版事業を開始
43.	4.	1	高等専門学校を加入対象に加える
44.	4.	1	共済掛金額改定、医療費の支給期間2年を3年に改定、医療費支給対象下限額100円を500円に改定、障害・死亡見舞金額改定
47.	4.	1	共済掛金額改定、医療費の支給期間3年を5年に改定、障害・死亡見舞金額改定
47.	5.	15	沖縄本土復帰、沖縄県支部設置
49.	4.	1	医療費の支給割合1／2を3／10又は4／10に変更、障害・死亡見舞金額改定、生花料（現行供花料）の支給開始
50.	4.	1	障害・死亡見舞金額改定、通学中の障害・死亡見舞金額は1／2とする規定新設
51.	4.	1	医療費の支給に高額療養費との調整規定新設
52.	4.	1	共済掛金額改定、障害・死亡見舞金額改定
53.	4.	1	共済掛金額改定、非義務教育諸学校の共済掛金に設置者負担制度を新設、障害・死亡見舞金額大幅改定、突然死に対する死亡見舞金支給規定新設、免責の特約制度新設、災害共済給付勘定への国庫補助金導入制度新設、医療費支給対象下限額500円を2,500円に改定、支給割合を4／10に統一、特別障害見舞金支給、本部審査会・嘱託専門員制度新設
55.	4.	1	共済掛金額改定
56.	4.	1	交通安全教育推進地域事業開始
昭 57.	7.	26	日本学校健康会設立（日本学校安全会と日本学校給食会を統合）
59.	4.	1	障害見舞金額改定（第1級～第9級について）
昭 61.	3.	1	日本体育・学校健康センター設立（日本学校健康会と国立競技場を統合）
61.	4.	1	死亡見舞金額改定 心肺蘇生法実技講習会開始
63.	4.	1	共済掛金額改定、障害見舞金額改定、医療費支給対象下限額2,500円を3,000円に改定
平 4.	4.	1	障害・死亡見舞金額改定
5.	4.	1	学校事故防止対策に関する実践的研究開始 供花料の支給基準（支給額）を改正（支給額3万円を12万円に）
6.	10.	1	入院時食事療養費の標準負担額（600円又は450円等）支給開始
7.	4.	1	学校安全普及啓発体制強化事業の開始
8.	4.	1	共済掛金額改定、障害・死亡見舞金額改定、医療費支給対象下限額3,000円を4,000円に改定
9.	9.	1	外来に係る薬剤一部負担額の支給制度の新設
11.	4.	1	共済掛金額改定、障害・死亡見舞金額改定、医療費支給対象下限額4,000円を5,000円に改定、医療費支給期間5年を7年に改定、共済掛金納入期限・名簿更新期限等を5月31日までに改定、供花料の支給額12万円を17万円に改定、へき地にある学校の児童生徒に対する通院費の支給制度を新設（へき地にある学校に対する救急医薬品の支給制度を廃止）
12.	4.	1	学校安全研究推進事業開始（「学校安全に関する研究校」及び「交通安全教育推進地域事業」並びに「学校事故防止対策に関する実践的研究」の3事業を発展的に解消し、総合的な事業として新設）
15.	4.	1	医療費支給期間7年を10年に改定
平 15.	10.	1	独立行政法人日本スポーツ振興センター設立 (日本体育・学校健康センターの事業を承継し、独立行政法人化)
17.	4.	1	47都道府県支部を6支所にプロック化、災害共済給付オンライン請求システム導入、共済掛金額改定、障害・死亡見舞金額改定
20.	4.	1	学校安全支援業務開始
24.	3.	31	食の安全課及び検査・研修施設廃止

2 災害共済給付最近5年間の推移

(1) 発生件数と発生率

	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	件数(人)	割合(%)								
総 数	1,107,412	6.39	1,130,954	6.57	1,121,448	6.55	1,124,318	6.60	1,097,377	6.50
小 学 校	424,716	6.06	432,739	6.24	417,292	6.11	413,505	6.17	393,314	5.94
中 学 校	388,709	10.85	398,374	11.26	397,387	11.19	395,830	11.20	389,284	11.07
高 等 学 校	234,024	6.65	237,826	6.70	243,803	6.90	250,362	7.05	248,422	7.07
高等専門学校	2,567	4.34	2,704	4.57	2,587	4.39	2,716	4.65	2,577	4.45
幼 稚 園	21,648	1.64	21,802	1.67	21,830	1.69	22,097	1.70	22,605	1.77
保 育 所	35,748	1.96	37,509	2.04	38,549	2.08	39,808	2.11	41,175	2.16

(2) 負傷と疾病の発生件数

	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	負傷(件)	疾病(件)								
総 数	1,019,310	88,102	1,054,530	76,424	1,040,590	80,858	1,041,161	83,157	1,014,049	83,328
小 学 校	399,588	25,128	411,087	21,652	394,655	22,637	391,257	22,248	371,578	21,736
中 学 校	357,632	31,077	370,268	28,106	367,056	30,331	364,712	31,118	358,468	30,816
高 等 学 校	206,423	27,601	215,496	22,330	220,734	23,069	225,644	24,718	223,407	25,015
高等専門学校	2,335	232	2,472	232	2,366	221	2,515	201	2,349	228
幼 稚 園	20,351	1,297	20,550	1,252	20,372	1,458	20,571	1,526	20,916	1,689
保 育 所	32,981	2,767	34,657	2,852	35,407	3,142	36,462	3,346	37,331	3,844

(3) 死亡の発生件数の推移

学校の管理下における死亡について、過去5年間の推移状況は下表のとおりである。

なお、供花料とは、死亡事故において、対自動車事故など第三者から本センターの死亡見舞金を上回る損害賠償が支払われたために、死亡見舞金を給付しなかったものに支給されるものである。

	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	死亡(件)	供花料(件)								
総 数	68	53	74	44	82	55	48	37	63	30
小 学 校	14	4	10	14	15	14	12	8	10	7
中 学 校	13	9	26	4	28	9	7	5	27	5
高 等 学 校	34	33	32	25	32	27	23	21	21	15
高等専門学校	0	1	1	0	2	1	0	2	1	1
幼 稚 園	0	0	0	0	1	2	1	0	1	0
保 育 所	7	6	5	1	4	2	5	1	3	2

※給付した校種の件数である。

(4) 障害の発生件数の推移

学校の管理下における障害について、過去5年間の推移状況は下表のとおりである。「治癒時」の欄は、傷病が治癒し、障害の状態となったときに在籍した学校種別ごとの件数であり、「原傷病発生時」は、障害を残すものとなった傷病が発生したときに在籍した学校種別ごとの件数である。

	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	治癒時(件)	原傷病 発生時(件)								
総 数	463	463	467	467	381	381	411	411	380	380
小 学 校	85	121	104	133	49	88	77	122	61	96
中 学 校	115	143	103	138	91	118	92	107	93	121
高 等 学 校	241	169	232	154	232	162	235	167	214	138
高等専門学校	5	6	3	2	4	4	2	1	2	6
幼 稚 園	5	8	8	17	0	2	1	5	4	5
保 育 所	12	16	17	23	5	7	4	9	6	14

3 死亡見舞金の給付対象となる災害の範囲

給付の対象となる災害の範囲	
死　　亡	学校の管理下の事故による死亡及び中毒・日射病等所定の疾病に直接起因する死亡

4 障害見舞金の等級別障害程度一覧

日本スポーツ振興センターが障害見舞金を支給する障害は、児童生徒等の負傷または疾病が治った場合において存する障害のうち、下表に掲げる障害である。

なお、歯牙障害については、当センターの認定基準において若干緩和した運用をしており、前歯の場合は3本以上でなく2本の欠損でもその歯牙欠損の補綴を行うための両側の歯牙についても歯科補綴を行ったものの歯数に算入することにしている。

等級	障害
第一級	1 両眼が失明したもの 2 咀嚼及び言語の機能を廃したもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 5 両上肢をひじ関節以上で失ったもの 6 両上肢の用を全廃したもの 7 両下肢をひざ関節以上で失ったもの 8 両下肢の用を全廃したもの
第二級	1 一眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの 2 両眼の視力が0.02以下になったもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 5 両上肢を手関節以上で失ったもの 6 両下肢を足関節以上で失ったもの
第三級	1 一眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの 2 咀嚼又は言語の機能を廃したもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 5 両手の手指の全部を失ったもの
第四級	1 両眼の視力が0.06以下になったもの 2 咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの 3 両耳の聴力を全く失ったもの 4 一上肢をひじ関節以上で失ったもの 5 一下肢をひざ関節以上で失ったもの 6 両手の手指の全部の用を廃したもの 7 両足をリストラン関節以上で失ったもの

第五級	1 一眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの 2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 4 一上肢を手関節以上で失ったもの 5 一下肢を足関節以上で失ったもの 6 一上肢の用を全廃したもの 7 一下肢の用を全廃したもの 8 両足の足指の全部を失ったもの
第六級	1 両眼の視力が0.1以下になったもの 2 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの 3 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 4 一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 5 脊柱に著しい変形又は運動障害を残すもの 6 一上肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの 7 一下肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの 8 一手の五の手指又は母指を含み四の手指を失ったもの
第七級	1 一眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの 2 両耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 3 一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 4 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 5 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 6 一手の母指を含み三の手指又は母指以外の四の手指を失ったもの 7 一手の五の手指又は母指を含み四の手指の用を廃したもの 8 一足をリストラン関節以上で失ったもの 9 一上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 10 一下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 11 両足の足指の全部の用を廃したもの 12 外貌に著しい醜状を残すもの 13 両側の睾丸を失ったもの
第八級	1 一眼が失明し、又は一眼の視力が0.02以下になったもの 2 脊柱に運動障害を残すもの 3 一手の母指を含み二の手指又は母指以外の三の手指を失ったもの 4 一手の母指を含み三の手指又は母指以外の四の手指の用を廃したもの 5 一下肢を五センチメートル以上短縮したもの 6 一上肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの 7 一下肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの 8 一上肢に偽関節を残すもの 9 一下肢に偽関節を残すもの 10 一足の足指の全部を失ったもの

第九級	1 両眼の視力が0.6以下になったもの
	2 一眼の視力が0.06以下になったもの
	3 両眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの
	4 両眼のまぶたにそれぞれ著しい欠損を残すもの
	5 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの
	6 咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの
	7 両耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの
	8 一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの
	9 一耳の聴力を全く失ったもの
	10 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの
	11 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの
	12 一手の母指又は母指以外の二の手指を失ったもの
	13 一手の母指を含み二の手指又は母指以外の三の手指の用を廃したもの
	14 一足の第一の足指を含み二以上の足指を失ったもの
	15 一足の足指の全部の用を廃したもの
	16 外貌に相当程度の醜状を残すもの
	17 生殖器に著しい障害を残すもの
第十級	1 一眼の視力が0.1以下になったもの
	2 正面視で複視を残すもの
	3 咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの
	4 十四歯以上に対しに歯科補綴を加えたもの
	5 両耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの
	6 一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの
	7 一手の母指又は母指以外の二の手指の用を廃したもの
	8 一下肢を三センチメートル以上短縮したもの
	9 一足の第一の足指又は他の四の足指を失ったもの
	10 一上肢の三大関節中の二関節の機能に著しい障害を残すもの
	11 一下肢の三大関節中の二関節の機能に著しい障害を残すもの
第十一級	1 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの
	2 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの
	3 一眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
	4 十歯以上に対し歯科補綴を加えたもの
	5 両耳の聴力が一メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの
	6 一耳の聴力が四十五センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの
	7 脊柱に変形を残すもの
	8 一手の示指、中指又は環指を失ったもの
	9 一足の第一の足指を含み二以上の足指の用を廃したもの
	10 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの

第十二級	1 一眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの
	2 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの
	3 七歯以上に対し歯科補綴を加えたもの
	4 一耳の耳殻の大部分を欠損したもの
	5 鎮骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの
	6 一上肢の三大関節中の二関節の機能に障害を残すもの
	7 一下肢の三大関節中の二関節の機能に障害を残すもの
	8 長管骨に変形を残すもの
	9 一手の小指を失ったもの
	10 一手の示指、中指又は環指の用を廃したもの
	11 一足の第二の足指を失ったもの、第二の足指を含み二の足指を失ったもの又は第三の足指以下の三の足指を失ったもの
	12 一足の第一の足指又は他の四の足指の用を廃したもの
	13 局部に頑固な神経症状を残すもの
第十三級	1 一眼の視力が0.6以下になったもの
	2 一眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの
	3 正面視以外で複視を残すもの
	4 両眼のまぶたの一部に欠損を残し、まつげはげを残すもの
	5 五歯以上に対し歯科補綴を加えたもの
	6 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの
	7 一手の小指の用を廃したもの
	8 一手の母指の指骨の一部を失ったもの
	9 一下肢を一センチメートル以上短縮したもの
	10 一足の第三の足指以下の二又は三の足指を失ったもの
	11 一足の第二の足指の用を廃したもの、第二の足指を含み二の足指の用を廃したもの又は第三の足指以下の三の足指の用を廃したもの
第十四級	1 一眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの
	2 三歯以上に対し歯科補綴を加えたもの
	3 一耳の聴力が一メートル以上の距離では小声を解することができない程度になつたもの
	4 上肢の露出面にてのひらの大の大きさの醜いあとを残すもの
	5 下肢の露出面にてのひらの大の大きさの醜いあとを残すもの
	6 一手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの
	7 一手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの
	8 一足の第三の足指以下の二又は三の足指の用を廃したもの
	9 局部に神経症状を残すもの

備考

- 一 視力の測定は、万国式試視力表による。屈折異常のあるものについては矯正視力について測定する。
- 二 手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。
- 三 手指の用を廃したものとは、手指の末関節の半分以上を失い、又は中手指節間関節若しくは近位指節間関節（母指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
- 四 足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいう。
- 五 足指の用を廃したものとは、第一の足指は末関節の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったもの又は中足指節間関節若しくは近位指節間関節（第一の足指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
- 六 各等級の障害に該当しない障害であって、各等級の障害に相当するものは、当該等級の障害とする。

学校の管理下の災害 [平成26年版] 平成25年度データ

平成26年11月 発行
発行 独立行政法人日本スポーツ振興センター
学校 安全部
〒107-0061 東京都港区北青山2-8-35
TEL 03-5410-9154 (安全支援課直通)
FAX 03-5410-9167
URL <http://www.jpnsport.go.jp/anzen/>

本書の無断複写複製（コピー）及び内容の無断転載を禁じます。